

活動報告

【海外出張】

ネパール出張 ～ワークショップ及び民事模擬裁判～

国際協力部教官

下道良太

第1 今回の出張に至る背景

ネパール連邦民主共和国（以下「ネパール」という。）では、1853年に制定された「ムルキ・アイン（Muluki Ain）法典」（民事実体法，民事手続法，刑事実体法及び刑事手続法を包摂する基本法典）が150年以上の間効力を有してきたが，2008年5月に王政が廃止され，連邦民主共和制への移行が宣言された後，近代民主国家への転換を図るべく，同法典の解体・改正作業が進められてきた。

その過程で，独立行政法人国際協力機構（JICA）は，ネパール政府の要請を受けて，2009年に民法の起草に対する支援を開始し，弁護士の長期専門家を現地に派遣したり，日本の民法学者から成るアドバイザー・グループ（以下「AG」という。）を設置するなどして起草活動を支援し，国際協力部もこれらの活動に協力してきた。

2017年10月，民法¹，民事訴訟法，刑法，量刑法²及び刑事訴訟法の「新5法」が制定され，2018年8月17日に施行された。国際協力部は，ネパール最高裁判所（以下「最高裁」という。）及び国家司法学院（National Judicial Academy 以下「NJA」という。）との共催で，同年5月に仮釈放，保護観察及び量刑に関するワークショップ³を，同年8月に令状制度及び公判前整理手続に関するワークショップをそれぞれ実施し，新5法の施行後も，2019年8月，最高裁が主催するワークショップにおいて公判前整理手続，不法行為及び契約法をテーマとして講演を行ったほか，JICAが最高裁判所法曹協会と共催したワークショップにおいても，不法行為，国際私法等をテーマとして講演を行った⁴。

これらのワークショップでは，国際私法及び不法行為に対する現地の実務家の関心は高く，また，実務において解釈上問題となり得る論点が相当数存在することが確認された。特に，新民法で新たに導入された不法行為については，被害者の救済という観点から，継続してワークショップのテーマとして取り上げ，実務家の間で議論しておくべき必要性が高いと感じられた。また，民法の重要分野である財産法についても，上記のワークショップでは扱われていなかったことから，AGに所属する日本の民法学者によるイン

¹ 新民法の概要については，ICD NEWS 77号156頁以降を参照されたい。

² 量刑法については，ICD NEWS 77号192頁以降で解説されている。

³ このワークショップについては，ICD NEWS 76号168頁以降で紹介されている。

⁴ これらのワークショップについては，ICD NEWS 81号110頁以降の当職の拙稿を参照されたい。

プットの講義を行う必要性が認められた。そこで、最高裁に対し、次回のワークショップでこれら三つのテーマを扱うことを提案したところ、その旨実施してほしいとの要請が出された。これを受けて、今回、AGの委員である慶應義塾大学大学院法務研究科の松尾弘教授に御参加いただいて、最高裁とNJAの共催によるワークショップを実施することになった。

併せて、2019年8月のネパール出張の際、訪問先の National Law College（以下「NALC」という。）において、日本の民事訴訟手続に関する知見を得るために模擬裁判を実施してほしいとの要請を受けたことから、今回の出張では、NALCにおいて、不法行為の事件を題材として民事模擬裁判を実施することになった。

本稿では、これらのワークショップ及び民事模擬裁判について紹介する。

第2 ワークショップ

1 概要

2019年12月29日及び30日の2日間、NJAの施設にて実施された。ネパール側の参加者は、カトマンズ近郊の District Court の District Judge、最高裁の Bench Officer 及び Deputy Registrar 並びに各裁判所の Section Officer⁵の合計26名であった。プログラムについては、添付のスケジュール表を参照されたい。

2 内容

- (1) オープニングセッションでは、最高裁の Hari Prasad Phuyal 判事、NJAの Deputy Executive Director である Kedar Paudel 氏及びNJAの Director である Shreekrishna Mulmi 氏がスピーチを行い、国際協力部の森永太郎部長が日本側の講演の概要について説明した。
- (2) 最高裁の Phuyal 判事が、新民法で導入された不法行為の規定について概観する内容の講演を行った。不法行為の目的は加害者の処罰ではないこと、刑罰の対象となる行為であっても不法行為による損害賠償の対象となり得ることを説明していたのが印象的であり、新民法制定前には違法な行為により損害を被った被害者に対する賠償が専ら刑事手続において行われていたという沿革が感じられた。質疑応答では、参加者から、自動車が道路の工事中の箇所に進入して損害を被った場合の不法行為責任の所在について質問があり、日本側から、財産から生じた損害については新民法678条に規定があること、公共の道路の場合は、日本では国家の賠償責任を定める法律があるが、同法が適用される場合も基本的には民法の不法行為の規定が準用されることを説明した。また、消費者保護法と不法行為との関係についても質問が出され、日本側から、消費者保護法と民法は特別法と一般法の関係にあり、前者に規定のある部分はそれが優先するが、それ以外の部分は後者の規定が適用されることを説明した。

⁵ Section Officer は、その多くが将来は裁判官となる立場の者であり、今回の参加者の中では若手の(キャリアの浅い)職位である。

- (3) 森永部長が、“Some Basics on International Private Law --- law on the conflict of laws ---”というタイトルで講演を行った。これは、2019年8月に最高裁判所法曹協会のワークショップで行った講演にいくつか新たなトピックを加えたものであり、いずれも準拠法等が問題となる相続、保証契約及び工事中の事故の三つの事例を用いて、性質決定、先決問題、連結点の確定、準拠法の特定、適応問題、準拠法の適用といった国際私法の総論部分のプロセスについて解説するものである⁶。参加者は、ネパールの裁判所で扱う事件において準拠法の選択が問題となり得るものが相当数あり、国際私法に係る知見を蓄積する必要性については認識しているようであったが、解釈論を深めるのはまだまだこれからという段階であり、質疑応答では、裁判所が準拠法を指定する際の具体的な方法等について質問が出た。
- (4) 森永部長が、“Tort Law and Criminal Law Cont’d “Complicity and Joint Tort” --- issues regarding Article 681, Nepal Civil Code ---”というタイトルで講演を行った。新民法で導入された不法行為には共同不法行為についての規定（681条）があり、その英訳によれば、共同不法行為者の責任は、“jointly and severally”であると定められているが⁷、ネパールには複数の債務者が存在する場合にこれらが連帯的に債務を負担するという概念はないそうであり、そうすると、新民法681条は、共同不法行為者が被害者に対しそれぞれ損害の発生に寄与した割合についてのみ賠償責任を負うという解釈に帰結することになる。森永部長の講演では、刑事手続⁸においては、被告人は自らが直接生じさせたものではない共犯者による結果についても処罰を受けるにもかかわらず、民事の不法行為においては直接寄与した割合についてのみ賠償責任を負うのは整合性を欠くこと、共同不法行為者の中に無資力の者がいた場合、そのリスクを被害者が負担することになると救済の実効性を欠くことなどを理由として挙げ、日本と同様に、各共同不法行為者が被害者との関係では生じた損害の全てを賠償する責任を負うことが妥当であるとの見解の下、このような結論を導き得る解釈を試みた。参加者は、共同不法行為の場面でこのような問題点があることにつき、これまで余り意識していなかったようであり、高い関心を持って講演を聞いていた。質疑応答では、刑事法における賠償の範囲と民法の不法行為における賠償の範囲の違い⁹について質問が出された。これまで民法の中で不法行為が規定されていなかったこともあり、契約法の問題と不法行為の問題を混同していると思われる質問も出た。

⁶ 新民法では、最後の Part 6 に国際私法についての規定がある。なお、新民法の英訳は、ネパール司法省（Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairs）のウェブサイトに掲載されている。

⁷ Sec. 681 (1) “If more than one person commit any act to be deemed a tort under this Chapter, each of such persons shall, except as otherwise proved, be jointly and severally liable for any damage caused by that act, in proportion to the culpability of the tort committed by each person.”

⁸ ネパールにおいては、刑罰の一種として損害賠償が定められており、不法行為と刑事手続とは密接な関係を有している。この点については、ICD NEWS 81号110頁以降の拙稿で紹介した、森永部長の前回のワークショップにおける講演を参照されたい。

⁹ 前記のとおり、ネパールでは刑罰の一種として損害賠償が規定されている。

(5) 当職が、“Prescription and Statute of Limitation in Tort”というタイトルで講演を行った。新民法に規定された不法行為では、消滅時効についての規定はないが、6か月という日本の感覚からすれば短い出訴期間（Statute of Limitation）が定められており、しかも、その起算点は「不法行為時」とされている¹⁰。したがって、当該行為について知らなかった（又は知り得なかった）被害者の救済が問題となるが、この点については、民事訴訟法において、詐欺行為等を原因として知らなかった場合や、行為自体が「密かに」行われたことにより知り得なかった場合には、出訴期間の経過にかかわらず、これらの事由を知ってから90日以内に提訴すれば手続を進めることができる旨の規定がある¹¹。そこで、民法や民事訴訟法の出訴期間に関する各規定を、被害者に対する公平な救済という観点から適切に解釈する必要があるところ、この解釈に当たっては、時効期間の起算点である「損害及び加害者を知った時¹²」を柔軟に解釈し、また、消滅時効が完成するような状況を加害者が積極的に作出した場合には時効の援用を権利の濫用として排斥する日本の裁判所の考え方が参考になると思われる。そこで、当職の講演では、日本の判例を紹介しながら、ネパール法の出訴期間に関する規定において解釈上問題となり得る点について問題提起を行った。参加者の多くは、そもそも不法行為に係る出訴期間が短いという認識を有していなかったと思われるが、この機会を通じて、状況によっては出訴期間に関する各規定の解釈によって被害者を救済する必要性が生ずること自体は理解したようであった。また、参加者は、日本の消滅時効の規定について関心を持ったようであり、精神の障害によって不法行為の存在を知り得なかった被害者についての時効期間の起算点、3年の消滅時効と20年の除斥期間¹³との関係などについて質問が出た。

(6) 松尾教授が、“Comparative Property Law with Special Attention to the Civil Code of Nepal and Japan”というタイトルで講演を行った。この講演は、新民法における財産法の規定¹⁴を概観するとともに、いくつかの特徴的な規定については、事例を設定して参加者とディスカッションしながら理解を深めるものであり、参加者は積極的に意見を述べていた。特に、フランス法やドイツ法と異なり土地の所有者の同意を得ずに土地上に建築された建物の所有権は建築した者に帰属すること¹⁵、動産に知

¹⁰ Sec. 684 “A person who is aggrieved from any act done or action taken under this Chapter may make a lawsuit within six months after the date on which such an act was done or action was taken.”

¹¹ Sec. 50 (1) “Notwithstanding anything contained in Section 48 or 49, if the statute of limitation of any person has been expired because of deception, forgery, fraud or conspiracy or similar other reason or not being in a position to know the matter since any act was done clandestinely, appears to file a plaint, setting out the reason, within ninety days after the date of knowledge of that matter by him or her, the court shall file such a plaint subject to this Chapter.”

¹² 日本の民法724条

¹³ 最高裁判例によれば日本の民法724条の定める20年の期間は除斥期間である。もっとも、2020年4月施行の改正民法では、20年の期間は時効期間であることが明記されている。

¹⁴ Part 4

¹⁵ Sec. 279

的財産権や取引上の信用等が含まれること¹⁶、所有者と占有者の関係（善意の占有取得者の保護等）、*Usufruct* と *Servitude* の2種類の用益物権の内容、物権の変動とその原因となる債権的行為が一体の関係にあることなどについての解説に時間が割かれた。

- (7) 前記の各講演の後、参加者によるグループディスカッション及び発表の時間が設けられた。これは、参加者が3グループに分かれ、それぞれ、国際私法、不法行為及び財産法をテーマとしてグループ内で討議を行った後、各グループの代表者が各テーマについて、日本側の講演の要約、ネパールと日本の制度の比較、実務上の問題点及びこれに対してとり得る解決策などを発表するものである¹⁷。グループディスカッションには日本側の講演者も参加し、各グループの発表の後には日本側からコメントを行った。以下、各グループの発表内容を簡単に紹介する。

国際私法については、外国法の適用が公序に反する場合は当該法が適用されないことになるが¹⁸、この「公序」の内容には国家間の差異があること、国際私法の問題についての理解が十分でないこと、夫婦間の争いに関する事件に係る法の適用においては子の保護という視点が必要であることなどの問題点が指摘され、国際私法に係る知識を蓄積する必要性が強調された。

不法行為については、日本法の消滅時効とネパール法の出訴期間の違い（期間、起算点、手続的効果か実体的効果か等）、共同不法行為者の責任の性質についての両国の考え方の違いなどに焦点を当てるとともに、ネパールにおいては不法行為の実務の蓄積が少なく一般市民にも周知されていないので、実務経験を積むとともに一般市民への周知に力を入れる必要性が指摘された。

財産法については、民法の規定が特別法の規定と整合していないこと、物権が絶対的な権利として規定されていないこと、建物賃貸借、贈与等契約法に分類されるべき規定が財産法のパートに規定されていることなどの問題点が指摘され、一般法と特別法の違いを意識すべきこと、建物賃貸借等は契約法として規定されるべきことなどの意見が述べられた。

- (8) クロージングセッションでは、参加者の代表がワークショップの内容をまとめた発表を行い、Mulmi氏及び森永部長がコメントを行った後、最高裁のChief RegistrarであるNripa Dhwoj Niroula氏がワークショップの成果を確認するとともに日本側の協力に対する謝辞を述べた。

¹⁶ Sec. 254

¹⁷ この形式は前回（2019年8月）のワークショップでも採用されていたものであり、講演に対する参加者の理解の定着が図られるとともに、講演者としても参加者の理解の程度を知ることができるので、有用な方法といえる。

¹⁸ Sec. 721(1)



森永部長による講演の様子



松尾教授による講演の様子

第3 民事模擬裁判

1 概要

前記のワークショップに先立つ2019年12月27日、NALCの教室を借りて実施した。この教室は普段から模擬裁判に使用されているそうであるが、日本の法廷とネパールの法廷とは配置が異なるため、日本の法廷の配置に合わせてセッティングしてもらった。扱う事例は、NALCから不法行為を扱ってほしいとの要望があったことから、日本側において、工場の従業員が同僚から暴行を加えられて傷害を負ったと主張して不法行為に基づく損害賠償請求を行っている事案を作成した。手続の段階としては、争点整理が終わり証人尋問及び本人尋問が行われる場面を想定した。資料としては、訴状、答弁書、この事案の被害者が告訴をした場合に検察官が作成すると考えられる不起訴裁定書及び日本の民事訴訟手続のフローチャート（いずれも英語）をネパール側に配布した。配役は、当職が裁判官、法務省大臣官房国際課の菅野直樹課付が原告代理人、森永部長が被告代理人、同省法務総合研究所総務企画部の嵐文子国際専門官が証人をそれぞれ演じ、NALCの学生に、原告本人、被告本人及び書記官をそれぞれ演じてもらった¹⁹。傍聴席には、NALCの学生が多数見学に訪れた。

まず、当職が事例の内容と日本の民事訴訟手続について簡単に説明し、模擬裁判後は、手続について重要な部分を解説した上で、日本側参加者が学生からの質問に答えるという形式で意見交換を行った。意見交換の際は、NALCの設立者であり学長である Ram Krishna Timalsena 元最高裁事務総長も加わった。

2 結果

模擬裁判は英語で実施したが、従前に詳細な台本を用意していたこともあり、特段のトラブルもなく円滑に進行した。原告本人及び被告本人を演じたNALCの学生は、流暢な英語を話す上、いずれも台本の内容をしっかりと頭に入れており、今回の模擬裁判の成功は学生らの貢献による部分が大きい。この場を借りて、原告役の Lomash Neupane 氏及び被告役の Chetana Adhikari 氏に御礼を申し上げたい。

模擬裁判後の説明では、弁論準備手続の機能、誘導尋問の扱い、反対尋問の意義、

¹⁹ NALCには、“Student Moot Court Committee” という模擬裁判のための組織が存在するようである。

立証責任の所在、訴状の構成（予備的主張の意義等）などについて詳細に説明した。傍聴した学生の感想はいずれも好評であり、日本の民事訴訟手続について理解が深まったとのコメントが述べられた。

意見交換では、日本の民事訴訟手続（弁論準備手続、和解等）についてはもちろん、そこから派生して、実体、手続を問わず日本の法制度全般について学生から多数の質問が出された。森永部長が前記の不起訴裁定書を題材として刑事手続について説明を行った際には、刑事関係の質問も多く出された。死刑制度や知的財産権など模擬裁判自体からは「脱線」した質問も出されたが、学生らはとても熱心であり、この機会に日本の法律や制度について学びたいという強い意欲が感じられた。



模擬裁判の様子



模擬裁判後の意見交換の様子

第4 所感

1 ワークショップに関し、国際私法については、ネパールの裁判所においても実際に準拠法の選択が問題となる事例が一定数係属しているようであるが、裁判官の間で国際私法の実践的な知識を蓄積・運用することができているかと問われれば、疑問を持たざるを得ない。今後も国際私法についての知識の提供を継続して、国際的な事件に対する適切な処理を実現する基礎を形成する必要性は高いといえる。

不法行為については、今回の講演で取り上げた共同不法行為者の賠償責任の範囲や出訴期間といった論点は、被害者の救済に深く関わるものであり、新民法で新たに導入された不法行為が今後適切に機能するためには、裁判官をはじめとする実務家がこれらの問題に関係する規定を適切に解釈することが強く期待されている。今回の講演において、日本側からは解釈について一定の「ヒント」を提供したが、ネパール側の参加者が解釈論について具体的な意見を述べるには至っていない。今回のワークショップを契機として、ネパールの不法行為法の解釈論が発展することが望まれる。また、今後のワークショップにおいても、主として被害者の公平な救済という観点から、日本側からテーマを提案し、ネパールの実務における議論の土台を築いていきたい。

財産法については、松尾教授の講演で網羅的に条文や論点を扱っていただいたので、参加者の間で一定の知識の定着を得られたものと思われる。もっとも、時間の制約上

深く掘り下げることのできなかつた論点も相当数あると思われるので、今後は、実務において問題となる重要な論点に絞った講演を実施していくことが考えられる。

- 2 模擬裁判に関しては、日本の民事訴訟手続に対する関心を高める契機となったといえる。また、今後ネパールの司法の将来を担う学生の関心や理解を高めるという点においても、大学において模擬裁判を実施する意義は大きいといえる。模擬裁判を実施するに当たってネックとなるのは、事例や資料の準備の負担であるが、今後は今回使用した題材に適宜修正を加えて用いることができるので、負担はかなり軽減される。今後も要望があれば、大学その他の機関において、模擬裁判の実施を検討したい。
- 3 国際協力部では、今後も、引き続き最高裁及びN J Aと連携してワークショップを開催する予定である。ネパールの法曹関係者との連携を密にして、特に施行から1年半が経過した新5法の運用について実務で問題となっているところを把握し、現地の実務的なニーズに適合した活動を行っていきたい。

Workshop on “Property law, Tort law and International Private Law”

Venue: National Judicial Academy, Manamaiju, Kathmandu

Sunday, 29th December (Day 01)	
08:00 – 08:30	Registration + Breakfast
08:30 – 08:45	Opening Remarks
08:45 – 10:00	Presentation: Hon. Hari Prasad Phuyal, Justice, Supreme Court, Nepal <i>“(Topic related to Tort)”</i>
10:00 – 10:15	Break
10:15 – 11:30	Presentation: Mr. Taro Morinaga, Director, ICD-RTI, MOJ, Japan <i>“Some Basics on International Private Law --- law on the conflict of laws ---”</i>
11:30 – 12:15	Lunch Break
12:15 – 13:30	Presentation: Mr. Morinaga <i>“Tort Law and Criminal Law Cont’d “Complicity and Joint Tort” --- issues regarding Article 681, Nepal Civil Code ---”</i>
13:30 – 13:45	Tea Break
13:45 – 15:00	Presentation: Mr. Ryota Shitamichi, Professor and Judge, ICD-RTI, MOJ, Japan <i>“Prescription and Statute of Limitation in Tort”</i>
Monday, 30th December (Day 02)	
08:00 – 08:30	Breakfast
08:30 – 9:45	Presentation: Prof. Hiroshi Matsuo, Keio University <i>“Comparative Property Law with Special Attention to the Civil Code of Nepal and Japan”</i>
09:45 – 10:00	Break
10:00 – 11:15	Presentation: Prof. Matsuo <i>“Comparative Property Law with Special Attention to the Civil Code of Nepal and Japan“(Cont’d)</i>
11:15 – 12:00	Lunch Break
12:00 – 13:00	Group Division and Group Work
13:00 – 13:30	Presentation by each group
13:30 – 14:00	Feedback on presentation and Overall Discussion
14:00 – 14:15	Tea Break
14:15 – 14:30	Closing Remarks